

令和6年第8回臨時会
相良村議会臨時会会議録

令和6年11月22日

熊本県相良村議会

令和6年第8回相良村議会臨時会会議録

令和6年11月22日（金曜日）

午後2時00分開会

於 会議場

開議

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第55号 工事請負契約の締結について
(質疑・討論・採決)

閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 川 邊 一 徳 君	6番 西 本 巳喜男 君
2番 坂 田 朋 美 君	7番 高 岡 重 盛 君
3番 永 田 博 人 君	8番 小 善 満 子 君
4番 徳 田 正 臣 君	9番 市 岡 智 恵 君
5番 中 村 重 道 君	10番 黒 木 正 照 君

3. 欠席議員(0名)

4. 説明のため出席した者(2名)

村 長 吉 松 啓 一 君 総務課長 川 邊 俊 二 君

5. 本会議の書記

議会事務局長 和 田 耕 君

開会 午前 10 時

○**議長(黒木正照君)** 全員出席でございます。ただいまから、令和 6 年第 8 回相良村議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○**議長(黒木正照君)** 日程に従いまして、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、2 番、坂田朋美議員、

{「はい。」と、2 番議員。}

3 番、永田博人議員、

{「はい。」と、3 番議員。}

を指名します。

日程第 2 会期の決定の件

○**議長(黒木正照君)** 次に、日程第 2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日間に決定しました。

日程第 3 議案第 55 号

○**議長(黒木正照君)** 次に、日程第 3、議案第 55 号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○**村長(吉松啓一君)** それでは、こんにちは。議会の招集を午後にさせていただきました。どうかよろしくお願い申し上げます。それでは、議案第 55 号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。本件は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び相良村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。工事名は令和 6 年度十島・新村地区避難地建築工事でございます。工事の場所は相良村大字柳瀬地内で、都市防災総合推進事業における復興まちづくり支援施設として避難地を整備するものでございます。主な工事の概要は、大屋根シェルター 1 基、防災倉庫 1 基、ソーラー式の照明 5 基、トイレ、給排水工事及び外構工事などでございます。入札にあたりましては、8 社を指名した指名競争入札でございます。契約金額は 7,315 万円で、うち消費税等が 665 万円含まれております。契約の相手方は、熊本県球磨郡五木村甲 1,046 番地 9、株式会社技建日本、代表取締役堀川匠太でございます。また、参考といたしまして、仮契約書の写しなどを添付しております。以上、議案第 55 号についてご説明申し上げましたが、内容ご審議のうえ、ご決

定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい。何点かお尋ねいたします。まず大屋根シェルターについては、大体何人ぐらいの収容見込みなのか。それと関連して、この施設全体の車の駐車台数がどれぐらいなのかの確認です。それとあと、トイレは、これは2基というか、何というかな、2つ、これは男女別だと思うんですが、そのところの確認と、あと、ソーラーの照明等がありますけど、これはソーラーなので、これは24時間つくのか、それと防災時、避難時だけにつくのかの点をお尋ねしたいと思っております。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。まず、大屋根の避難人員につきましては、大屋根に限らず、ここの避難所の計画、避難地の計画につきましては220人程度を想定しております。また、車の駐車台数については84台程度の駐車を想定しているところでございます。すみません。あと他が、すみません。

○4番(徳田正臣君) トイレ、

○総務課長(川邊俊二君) トイレにつきましては、今、画面のほうで、タブレットで出したいと思います。シェアモードにさせていただきます。画面に出たでしょうか。こちら側が男性用、こちら側が女性と身障者用ということで、2か所を設置するということになっています。表示が、ここに男性の表示と、ここに女性と車椅子の表示があるかと思います。そういった形で2つに

○4番(徳田正臣君) なるほど、はい。

○総務課長(川邊俊二君) はい、という形で分けているところでございます。あとが

○4番(徳田正臣君) ソーラー、

○総務課長(川邊俊二君) ソーラーにつきましては、24時間つくようになっています。

ただ暗くならないとつきませんので、

○4番(徳田正臣君) はい。

○総務課長(川邊俊二君) 24時間対応となっているところでございます。

○4番(徳田正臣君) ということは、ちょっとそのままでいいですか。トイレの件になると、これ女性用と障害者用、

○議長(黒木正照君) 帰ってから

○4番(徳田正臣君) 帰ってから

○総務課長(川邊俊二君) 以上でございます。

○4番(徳田正臣君) だそうで、改めて。はい。はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) ということは、この身障者用と女性用が一緒になっているということで理解していいですかね。これは2部屋というか、2つですよ。だからこの、先ほど示していただいたの、これは女子トイレと身障者用というかハンディのある人が、トイレが一緒というか同じのを使うということですよ。男性でも障害者の方とかはここを使うということ。できればやはり多目的トイレとしては別のほうがよかったかなと私は思うんですけどね。はい。それとすみません、言葉足らずで。シェルターに限らず、避難人数が220人分を想定しているということで、シェルターには大体どれくらい入るかですね。はい。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。面積的に18メートル掛ける9メートルの屋根になります。床面積というのが147平米というところで、大体、すみません、どれくらいになりますかね。人でした時に、すみません。ちょっと今さつと計算、ちょっとしかねますので・・・

○4番(徳田正臣君) 分からなければいいですよ。

○総務課長(川邊俊二君) はい。ちょっとそこは算定しておりますので、

○4番(徳田正臣君) はい。

○総務課長(川邊俊二君) 以上でございます。

○4番(徳田正臣君) それと、はい。すみません。はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい。一緒に聞けばよかったんですが、この、例えば最大220人の方がそこに避難されたとして、車が84台、とめられる。84台もとめられるということで、別枠で考えていいわけですかね。例えばその、車の台数が84台になった場合には、もう220人に入らないのか。そこのところはどういった見方されてるのかですよ。シェルターには分からないということですけどね、84台車が入った場合に、どれだけの人が避難地に、そこに入り込めるかということの計算ですね。だから要するに私がお尋ねしたいのは、新村とか十島に限らずですけども、その辺りの人たちが、避難されるのがマックス220人とみているのか。車の台数も含めてなのか、そここのところの考え方がちょっと理解できないもんですから。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。基本計画の段階で、全てこちらのほうに避難されるだろうというニーズは450人で計算しております。

○4番(徳田正臣君) 450人。

○総務課長(川邊俊二君) はい。で計算しております。全てがここに避難されるかどうかはちょっと分からないんですけども、一応避難については450人のところを想定しているんですが、まず、その半分ぐらいの220人程度が、こちらのほうで避難可能か

なというところですよ。あくまでも一時避難ですので、もし長期間になってしまうと指定避難所のほうに移動してもらうというような形にお願いすることになると思います。

以上でございます。

○4番(徳田正臣君) はい。議長、もう1ついいですか。

○議長(黒木正照君) いや、もう4回目ですけど、

○4番(徳田正臣君) いやいや、もうその他にいらっしゃらないから、そこは弾力的に、

○議長(黒木正照君) いやいや、最後にしてください。どうぞ。

○4番(徳田正臣君) 最後ですよ。はい。それで、多少前後する話ではありますが、この受託されたコンサル会社は、株式会社ウエスコという会社であります、この選定、地元ではないですね。こういった施設、私が調べた範囲内では、地元といっても人吉球磨ではなくて、少なくとも熊本県という範囲で見た場合に、やはりこういった形でこの企業を探されたのか、こういった選定システムだったのか、もう一度確認的にちょっと教えてもらえればなと思うんですけど。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。設計につきましては、入札を行ったわけですが、選定は、すみません、ちょっとちゅうには覚えてないんですけども、過去によその事業者での実績だったりとか、そういった形で業者を選んで、じゃなかったかなというふうに考えております。

○4番(徳田正臣君) 総務課長が知ってたわけじゃないんでしょ。

○総務課長(川邊俊二君) はい、私が知ってたわけじゃないです。

○4番(徳田正臣君) なかなかマニアックだから業界の人しか知らなかったかなと思ってね。

○総務課長(川邊俊二君) 私、個人でどうのこうのじゃありません。基本計画とかありますんで、そっからずっと順を追って業者の方は選定する・・・

○4番(徳田正臣君) 管外でここに

○総務課長(川邊俊二君) 入札の結果、そちらのほうになったと・・・

○4番(徳田正臣君) はい。

○総務課長(川邊俊二君) ということです。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) ・・・とういなか、熊本県だよな。

○総務課長(川邊俊二君) はい。

○4番(徳田正臣君) はい、よかった。はい、議長、以上です。

○議長(黒木正照君) はい。ほかにご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい、反対の立場で討論させていただきたいと思います。避難路とか避難地とかという、こういった言葉で言われますとなかなか議論しにくい。全く私以外に質疑も出なかったのと同じように、今までがそうであります。こういった時代でありますから、やはり危機管理というのは必要だと思いますし、防災減災の発想というのは大事だと思いますが、これとこれに関して言いますと、避難路もそれなりに必要だと思いますけど、今回は避難地の、上の、上原地域の話であります、本当に避難地として、第一次避難地としてこれほどの施設が必要か、必要性ということをもまず考えた場合に、私はさほどの必要性はないと考えます。住民の方の話を聞いても、まず道路は、一定の避難路の道路整備が必要であるけども、それよりも早く、令和2年の豪雨災害の時には村の対応が率直言ってあまりよくなかった。これも県もお世辞では褒めたにしても現実よくなかった。相良村は特にですね。そういうことを考えますと、やはりもうちょっとソフト面で、早く、逃げ遅れないように、早く逃げれば、ここの第一次避難所はなくても済むわけありますので、この今回の、この議案にしましては、そういった理由でもって必要性をまず感じないところでありますので、総務課長に悪いですけどちょっと説明も不十分、村長はまだ不十分になったかと捉えておりますので、この議案に関しては、私は反対いたすところであります。以上です。

○議長(黒木正照君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「はい。」と、8番議員。}

はい、8番議員。

○8番(小善満子君) 私は、反対じゃなくて賛成というところで説明させていただきます。この避難所につきましては、相良村にとっては初めての計画ですよ。地域毎にこういう。今は災害が多くございますので、そういう時に避難する所をきちっと整備するということで、大変いいことじゃないかなと考えておりますが、国からの補助金も頂いてするということで、国と県もそのような、やはりこういう避難所は災害が起きた場合は造りなさいというようなことのちゃんと指摘されておりますので、村も独自で全て考えじゃなくて、国と県とのやはり要望とかなんかいろいろかみ合わせながら、相良村に一番適した避難所ということで計画されたと思いますので、私は住民が安心して暮らせる村づくりとしまして、これは一番いいことだということで、私は避難所のこの建設につきましては賛成いたします。以上です。

○議長(黒木正照君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、2番議員。}

はい、2番議員。

○2番(坂田朋美君) はい、2番坂田です。地元の地区住民の方にいろいろお話を伺うんですけども、まず避難に当たっては平原十島線を使って、総合体育館のほうに避難すると。これがほとんどなので、あえて造る必要はない、必要性はないのではないかなという意見が多数ございましたので反対いたします。以上です。

○議長(黒木正照君) はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。はい。次に、原案

に反対者の発言を許します。はい。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 55 号、工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 55 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立多数です。したがって、議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長(黒木正照君) ただいま議決されました案件については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。これで、本日の日程は全部終了しました。令和 6 年第 8 回相良村議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

—————○—————

閉会 午後 2 時 17 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相良村議会議長

相良村議会議員

相良村議会議員